

## 外貨建一時払終身保険『ふるはーとJロードグローバル\*』の商品概要

\*正式名称：5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険（一時払い）

### 1. 商品の特徴およびしくみについて

#### 【ポイント①】死亡保険金を指定通貨建で、大きくふやしてのこせます

◇ ご契約当初一定期間<sup>(※1)</sup>の死亡保険金額を抑えることで、一定期間<sup>(※1)</sup>経過後の死亡保険金額を指定通貨建で大きくしています。

#### 【ポイント②】契約日から15年経過以後は解約返戻金額が指定通貨建で確定します

◇ 契約日から15年経過以後の解約返戻金額はご契約時に指定通貨建で確定するため、様々な資金ニーズにご活用いただけます。

#### 【ポイント③】ご契約当初一定期間の死亡保険金額を円貨で最低保証します

◇ 初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加していただくことにより、ご契約当初一定期間<sup>(※1)</sup>の死亡保険金額を円貨で最低保証するため、為替レートが変動し、ご契約時よりも円高となっても安心してのこせます。

#### 【ポイント④】死亡保険金額・解約返戻金額を円建で確定させることもできます

◇ 目標到達時円建終身保険変更特約を付加していただくことにより、解約返戻金の円換算額があらかじめ設定した目標額に到達した際に、自動的に円建終身保険に変更します。

### 2. ご契約の諸基準

項目	内容		
指定通貨	米ドル・豪ドルより選択	告知	職業のみの告知
保険料払込方法	一時払いのみ	保険期間	終身
契約年齢と 第1保険期間・ 第2保険期間・ 第3保険期間	契約年齢 <sup>(※2)</sup>	40歳～49歳	50歳～90歳 <sup>(※3)</sup>
	第1保険期間	10年	5年
	第2保険期間	5年	10年
	第3保険期間	第2保険期間満了日の翌日以後終身	
最低一時払保険料 <sup>(※4)</sup>	米ドル:10,000米ドル 豪ドル:10,000豪ドル 円貨:100万円		
最高一時払保険料 <sup>(※5)</sup>	契約年齢 <sup>(※2)</sup>	40歳～49歳	50歳～90歳 <sup>(※3)</sup>
	最高一時払保険料	7000万円	3億円
付加できる 主な特約等	初期死亡時円換算支払額最低保証特約 <sup>(※3)</sup> 、重度介護前払特約、保険料円貨払込特約、保険料指定外通貨払込特約、目標到達時円建終身保険変更特約、円建終身保険変更制度、指定代理請求特約、円貨支払制度		

### 3. 保障内容

お支払いする保険金		お支払理由	お支払金額	受取人
第1保険 期間	死亡 保険金	被保険者が死亡されたとき <sup>(※6)</sup>	一時払保険料相当額、保険料積立金相当額、解約返戻金相当額のうち最も大きい金額	死亡 保険金 受取人
	災害死亡 保険金	被保険者が第1保険期間中に、次のいずれかに該当したとき 1. 責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき 2. 責任開始期以後に発病した所定の感染症 <sup>(※7)</sup> を直接の原因として死亡されたとき	基本保険金額または解約返戻金相当額のいずれか大きい金額	
第2保険 期間	死亡 保険金	被保険者が死亡されたとき	基本保険金額または解約返戻金相当額のいずれか大きい金額	
第3保険 期間	死亡 保険金	被保険者が死亡されたとき	基本保険金額と同額	

※1：契約年齢40歳～49歳：10年間、契約年齢50歳～90歳：5年間

※2：契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で計算します。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算されます。

※3：初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加する場合、80歳までのお取扱いとなります。金利情勢や被保険者の年齢によってはお取り扱いできない場合があります。

※4：払込通貨で判定します。

※5：最高一時払保険料の判定は、申込日の属する年度における住友生命所定の判定用為替レートを用いて一時払保険料を円換算した金額（払込通貨が円貨の場合は円貨払込額）にて判定します。同一の被保険者が、すでに住友生命の商品に加入済の場合等、記載の金額までご加入いただけない場合があります。

※6：ただし、災害死亡保険金が支払われる場合を除きます。

※7：コレラ、腸チフス、細菌性赤痢など、約款所定の感染症です。

このニュースリリースは5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険（一時払い）の概要を説明したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません、保険募集に際して使用することを目的としたものではありません。

詳細につきましては「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」および「ご契約のしおり一定款・約款」等を必ずご確認ください。

## 【この保険のご検討にあたって特にご注意いただきたい事項】

### お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。

- ご契約時にかかる費用（\*1）** 一時払保険料に4%を乗じた金額を上限として、ご契約の締結に必要な費用を一時払保険料から差し引きます。

（\*1）これらの費用は、予定利率、被保険者の年齢、性別等によって異なりますので表示しておりません。

- ご契約後にかかる費用（\*1）** 死亡保障やご契約の維持に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引きます。

初期死亡時円換算支払額 最低保証特約を付加した 場合	上記に加え、第1保険期間中については、最低保証に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引きます。そのため、初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加しない場合に比べて、基本保険金額・解約返戻金額等は小さくなります。
重度介護前払保険金を請求した場合	所定の期間に応じた利息を特約基準保険金額（ご請求額）から差し引きます。

（\*1）これらの費用は、予定利率、被保険者の年齢、性別等によって異なりますので表示しておりません。

### ●通貨を換算する場合にかかる費用

以下の取扱いにおいて適用する住友生命所定の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。

取扱い	住友生命所定の 為替レート（*2）
保険金・解約返戻金等を円貨で受け取る場合（*3）	TTM（*4）－50 銭
円建終身保険へ変更する場合	
一時払保険料を円貨で払い込む場合 配当金を指定通貨で受け取る場合	TTM（*4）＋50 銭
一時払保険料を指定通貨以外の外貨（米ドルまたは豪ドル）で払い込む場合	指定通貨の TTM <sup>(*4)</sup> ＋25 銭 ÷ 払込通貨の TTM <sup>(*4)</sup> －25 銭

（\*2）平成29年7月現在のもので、今後変更することがあります。

（\*3）初期死亡時円換算支払額最低保証特約により、基準金額と同額を受け取る場合を除きます。

（\*4）TTM（対顧客電信売買相場仲値）とは、TTS（対顧客電信売相場）とTTB（対顧客電信買相場）の仲値です。本商品で使用するTTMは、住友生命が指標として指定する金融機関が公示するTTSとTTBの仲値になります。なお、住友生命が指標として指定する金融機関がその営業日においてTTS・TTBを公示しない場合は、住友生命所定の為替レートを変更することがあります。また、この場合、新規ご契約のお取扱いができません。

### ●外貨のお取扱いにかかる費用

保険料を指定通貨または指定通貨以外の外貨（米ドルまたは豪ドル）でお払い込みいただく際や、保険金・解約返戻金等を指定通貨でお受け取りになる際には、送金手数料・引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。当該費用は取扱金融機関によって異なります。

### 解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。

一時払保険料からご契約時にかかる費用を控除します。また、第1保険期間および第2保険期間（ご契約当初15年間）の解約返戻金額は、市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。そのため、解約返戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

### 為替レートの変動により損失が発生する可能性があります。

保険金・解約返戻金等を円貨でお受け取りいただく場合、または円建終身保険へ変更する際に解約返戻金を円換算する場合には、受取時または変更時の為替レートを適用します。そのため、為替レートの変動により、保険金・解約返戻金等を受取時または変更時の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料や保険金、解約返戻金等をご契約時の為替レートで円換算した金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。また、お手持ちの円資金を金融機関等で指定通貨等に交換された場合、もとのお手持ち資金を下回ることがあります。

## 【その他ご留意いただきたい事項】

- この保険はクーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象です。
- 生命保険募集人は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して住友生命が承諾したときに成立します。
- 住友生命が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、ご契約の際にお約束した死亡保険金額等が削減されることがあり、その結果、死亡保険金額等が払込保険料を下回ることがあります。

